

# 大規模災害時の(社)秋田県産業廃棄物協会復旧活動支援規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、秋田県内に地震、台風、大雨等により重大な災害が発生した場合、(社)秋田県産業廃棄物協会(以下「協会」という。)が秋田県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」(以下「協定」という。)に基づき県内市町村からの支援要請に基づき、災害廃棄物の撤去など災害復旧に協力するために必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2条 「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要が生じた廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)をいう。

## (災害対策本部の設置)

第3条 大規模災害が発生し、秋田県より協定第3条に基づく協力要請を受けたときは、協会災害対策本部(以下「協会本部」という。)および支部設置規程に定める各支部に、支部災害対策本部(以下「支部本部」という。)を設置する。

- 2 協会本部は特別の場合(協会被災時等)を除き協会事務所に、また支部本部は、原則として支部長事務所に設置する。
- 3 協会が被災等で本部の設置が不可能の場合は、別表-1に定める順位で協会本部を設置する。

## (組 織)

第4条 協会本部および支部本部の組織は別表-2のとおりとし、協会本部に事務局(協会職員)を置く。

## (構 成)

第5条 協会本部は、本部長(協会会長)、副本部長(協会副会長)および本部員(協会理事)をもって構成する。

- 2 支部本部は、支部本部長(支部長)、支部副本部長(副支部長)および支部員(支部役員)をもって構成する。

## (協会本部長および支部本部長の任務)

第6条 協会本部は、秋田県から協定に基づき協力要請があった場合は、直ちに支援体制を整えるものとする。

- 2 協会本部長は、秋田県および市町村並びに関係団体と連携を図りつつ、協力に関する全般の指揮をとるものとする。
- 3 支部本部長は、協会本部長からの指示により、当該地区の支援体制の指揮をとるものとする。

## (協会本部会議および支部本部会議)

第7条 協会本部長は、重要な指示または総合調整を行うため、必要に応じて協会本部会議を招集する。

- 2 支部本部長は、必要に応じて支部本部会議を招集する。

(業 務)

第8条 協会本部は、次の業務を実施する。

- (1) 本部会議の運営。
- (2) 秋田県および関係団体等との情報受伝達。
- (3) 支部災害対策本部との連絡調整および指示伝達。
- (4) その他協力に必要な業務。

2 支部本部は、次の業務を実施する。

- (1) 支部協力会員の被災状況の把握と協会本部への連絡。
- (2) 災害廃棄物処理支援可能な人員、資機材等の把握と協会本部への連絡。
- (3) 協会本部からの協力指示に基づく、支部協力会員への協力支援体制整備の要請。
- (4) 協力要請市町村に対する協力体制の連絡および実施の調整。

3 連絡体制は、別表－3のとおりとする。

(当該市町村との協議)

第9条 支部本部および当該協力会員は、協定第4条、第8条及び第9条に基づき、具体的な処理方法のほか処理等に要した費用の負担並びに災害廃棄物の処理等により生じた損害等の補償について、当該市町村等と協議するものとする。

(作業の報告)

第10条 当該協力会員は、当該市町村において行った災害廃棄物の処理等について、従事した日ごとにその作業内容を記録し、その日の作業が終了した時点で当該市町村の作業責任者から確認署名を受ける。

2 当該協力会員は前項により確認署名を受けた作業日報をその翌日の午前中までに当該市町村および支部本部長あて提出する。

(協力の報告)

第11条 当該協力会員は、協力が終了したときは、前条の作業日報を集計し、「災害廃棄物処理等業務協力終了報告書」を当該市町村等及び支部本部長に提出する。

2 支部本部長は、提出のあった前項の報告書を取りまとめ、協会本部に提出する。

3 協会本部は、支部本部長から前項により提出された報告書により協定第7条に基づき秋田県に報告する。

(協力の支援)

第12条 支部本部が被災により十分な協力体制を整備できない場合は、協会本部長は当該支部本部が設置された支部に隣接する支部に協力の支援について要請するものとする。

2 前項の要請があった支部は支部本部を設置し、当該支部と連携し、支部本部の業務を行う。

3 協力支援のために支部本部を設置した場合は、速やかに本部へ連絡する。

(その他)

第13条 その他協力に関して疑義が生じた場合は、協会本部及び支部本部が協議するものとする。

附 則

この規程は、平成20年7月31日から施行する。